◎地方自治法の一部を改正する法律案新旧対照表

○地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 抄

改

正

案

(傍線部分は改正部分)

第十三条 略

員若しくは監査委員又は公安委員会の委員の解職を請求する権利 若しくは副市町村長、第百七十三条第一項の議会の同意を得て選任 五十二条の十九第一項に規定する指定都市の総合区長、選挙管理委 これに準ずる普通地方公共団体の長の補助機関である職員、 された普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長若しくは ろにより、その属する普通地方公共団体の議会の 日本国民たる普通地方公共団体の住民は、この法律の定めるとこ 議員、 長 副知事 第二百 2

(3) 下略

を有する。

第八十六条 区の区域内において選挙権を有する者、道の方面公安委員会の委員 定都市の区又は総合区の選挙管理委員については当該区又は総合 する指定都市(以下この項において「指定都市」という。)の総合 において選挙権を有する者)は、 区長については当該総合区の区域内において選挙権を有する者、指 1.ついては当該方面公安委員会の管理する方面本部の管轄区域内 選挙権を有する者(第二百五十二条の十九第一 政令の定めるところにより、 項に規定 その

第十三条 略

現

行

都市の総合区長、選挙管理委員若しくは監査委員又は公安委員会の 若しくは副市町村長、第二百五十二条の十九第一項に規定する指定 ろにより、 委員の解職を請求する権利を有する。 日本国民たる普通地方公共団体の住民は、この法律の定めるとこ その属する普通地方公共団体の議会の議員、 長、 副 知事

3 略

第八十六条 において選挙権を有する者) については当該方面公安委員会の管理する方面本部の管轄区域内 区長については当該総合区の区域内において選挙権を有する者、 区の区域内において選挙権を有する者、道の方面公安委員会の委員 定都市の区又は総合区の選挙管理委員については当該区又は総合 する指定都市(以下この項において「指定都市」という。 選挙権を有する者(第二百五十二条の十九第一項に規定 は、政令の定めるところにより、)の総合 その 指

求をすることができる。 選挙管理委員若しくは監査委員又は公安委員会の委員の解職の請 乗じて得た数とを合算して得た数)以上の者の連署をもつて、その 得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を 超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて 三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を てはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に 通地方公共団体の長の補助機関である職員、 公共団体の長の直近下位の内部組織の長若しくはこれに準ずる普 代表者から、 総数の三分の一(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつ 第 百七 十三条第 普通地方公共団体の長に対 項 の議会の 同意を得て選任された普通地方 Ų 副知事若しくは副市町 指定都市の総合区長、

2~4 [略]

第八十八条 \mathcal{O} 職 通地方公共団体の長の補助機関である職員又は第二百五十二条の -九第一項に規定する指定都市の総合区長の解職の請求は、その就 0 日から一年間は、 日から一年間及び第八十六条第三項の規定による議会の 団体の長 第百七十三条第 第八十六条第一項の規定による副知事若しくは副市町 0 直 近 これをすることができない 下位 項の議会の同意を得て選任された普通地方 の内 一部組織の長若しくは これに準ずる普 議決

総数の三分の一(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあったまではその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と四十万に一次を表して、一方の一方に表面が、一方の一方を超える。

② **4 「略**

きない。

章の規定による議会の議決の日から一年間は、これをすることがで項の規定による議会の議決の日から一年間及び第八十六条第三区長の解職の請求は、その就職の日から一年間及び第八十六条第三年長又は第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の総合第八十八条第二百五十二条の規定による副知事若しくは副市町

② (略)

2

略

- 2 -

副市町村長は、退職しようとするときは、その退職しようとする日第百六十五条 普通地方公共団体の長の職務を代理する副知事又は	当するに至つたときは、その職を失う。 ② 副知事又は副市町村長は、公職選挙法第十一条第一項の規定に該に該当する者は、副知事又は副市町村長となることができない。第百六十四条 公職選挙法第十一条第一項又は第十一条の二の規定	対し、十万円以下の過料を科する規定を設けることができる。② 前項の政令には、正当の理由がなくて事務の引継ぎを拒んだ者には、政令でこれを定める。 第百五十九条 普通地方公共団体の長の事務の引継ぎに関する規定	はこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。を除く。)の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しく人(当該普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものし請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法第百四十二条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体に対	の職員及び短時間勤務職員と兼ねることができない。 ② 普通地方公共団体の長は、地方公共団体の議会の議員並びに常勤と兼ねることができない。 第百四十一条 普通地方公共団体の長は、衆議院議員又は参議院議員
[同上]	[同上]	[同上]	(同上)	[同上]

職することができる。 ればならない。ただし、 前二十日までに、当該普通地方公共団体の議会の議長に申し出なけ 議会の承認を得たときは、 その期日前に退

2 認を得たときは、その期日前に退職することができる。 申し出なければならない。ただし、当該普通地方公共団体の長の承 退職しようとする日前二十日までに、当該普通地方公共団体の長に 前項に規定する場合を除くほか、副知事又は副市町村長は、その

第百六十六条 税官吏又は普通地方公共団体における公安委員会の委員と兼ねる 副知事及び副市町村長は、 検察官、警察官若しくは収

[同上]

ことができない。

普通地方公共団体の長は、副知事又は副市町村長が前項において

3 2

[略]

準用する第百四十二条の規定に該当するときは、これを解職しなけ ればならない。

第百七十二条 職員を置く。 前十一条に定める者を除くほか、普通地方公共団体に

2 前項の職員は、 普通地方公共団体の長がこれを任免する。

3 非常勤の職については、この限りでない。 第一項の職員の定数は、 条例でこれを定める。 ただし、臨時又は

4 勤務条件、 第一項の職員に関する任用、 分限及び懲戒、 服務、 人事評価、給与、勤務時間その他の 退職管理、 研修、 福祉及び利益の

[同上]

第百七十九条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第百十三	保護その他身分取扱いに関しては、この法律に定めるものを除くほか、地方公務員法の定めるところによる。 第百七十三条 普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又はこれに準ずる当該普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又はこれに準ずる当該普通地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任することとすることができる。 「ととすることができる。」 「一位の内部組織の長又はこれに準ずる普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又はこれに準ずる普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又はこれに準ずる普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又はこれに準ずる普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又はこれに準ずる普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又はこれに準ずる普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又はこれに準ずる普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又はこれに準ずる普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又はこれに準ずる普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又はこれに準ずる普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又はこれに準ずる普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又はこれに準ずる普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又はこれに準ずる普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長のはまないできる。	
第百七十九条	第 百 七 十 三 条	
普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第百十三	削除	

団体の長の補助機関である職員の選任の同意及び第二百五十二条 緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らか 通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に 条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普 定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでな の二十の二第四項の規定による第二百五十二条の十九第一項に規 は副市町村長の選任の同意、第百七十三条第 分することができる。ただし、 いときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処 であると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しな 長 0 直 近下 位 0 内部組織の長又はこれに準ずる普通地方公共 第百六十二条の規定による副知事又 項の普通地方公共団

2~④ [略]

くは 定都市の総合区長、 くはこれに準ずる普通地方公共団体の長の補助機関 及び 選任された普 解職 一百五十六条 直接請求に基づく議会の解散又は議員若しくは長の解職の投票 .再選挙、選挙管理委員会において行う資格の決定その他この法 副知事、 境界の確定、普通地方公共団体における直接請求の署名簿の署 の議決、 副市町村長、第百七十三条第一項の議会の同意を得て |通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長若し 議会において行う選挙若しくは決定又は再議決若し 市町 選挙管理委員、 村の境界に関する裁定若しくは決定又は市町 監査委員又は公安委員会の委員 である職員、指

> 総合区長の選任の同意については、この限りでない。 総合区長の選任の同意については、この限りでない。 ときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処 の規定による第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の がときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処 の規定による第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の の規定による第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の の規定による第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の の規定による第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の がさいことが明らか の規定による第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の がときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を がいことが明らか の規定による第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の は副市町村長の選任の同意については、この限りでない。

② **4** [略]

第二百五十六条 行う資格の決定その他この法律に基づく住民の賛否の投票に関す 若しくは決定又は再議決若しくは再選挙、 名、 る規定によることによつてのみこれを争うことができる る効力は、この法律に定める争訟の提起期間及び管轄裁判 査委員又は公安委員会の委員の解職の議決、議会において行う選挙 及び副知事、 村の境界の確定、普通地方公共団体における直接請求の署名簿の 一直接請求に基づく議会の解散又は議員若しくは長の 副市町村長、 市町村の境界に関する裁定若しくは決定又は 指定都市の総合区長、 、選挙管理委員会において 選挙管理委員、 解 所 職 の投票 に関 市 監 薯 町

みこれを争うことができる。
訟の提起期間及び管轄裁判所に関する規定によることによつての律に基づく住民の賛否の投票に関する効力は、この法律に定める争